

“新生須磨海岸”に生まれ変わります。(須磨海岸を笑顔に。)

須磨海岸では、平成22年夏の薬物事件をはじめとして違法行為や風紀の乱れが近年指摘され、須磨海岸を「安全・安心に利用できる海水浴場」～子供を連れて家族でいきたくなるような海水浴場～とするこことを目標に掲げ、地元地域の皆さんや海の家・各関係機関の皆さんと一緒にして検討が進められてきました。

7月7日に須磨海岸の海開きが行われ8月31日まで、海水浴場としてスタートしました。

是非、新しく生まれ変わった、「新生須磨海岸」にご家族連れ海水浴にお越しください。



「須磨海岸守り隊」に訓示する みなど総局長



「須磨海岸を笑顔に」看板



「須磨海岸ビーチクリーンキャンペーン」 キャラクター「ナスマビッチ」と大井としひろ
ポスター



一 須磨海岸では以下のことを禁止しています

| | | | | | | | |
|------------------------------|---|-----------------|---------------|------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| 海岸法による規制 | ● 自動車(許可車を除く)・サンダバギー・125ccを超える二輪車の乗り入れ、放置 (違反者には、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。) | | | | | | |
| 須磨海岸を守り育てる条例による規制 | <ul style="list-style-type: none"> 午後9時以降の花火の使用 (但し、火薬の位置が移動する花火、燃えきる花火は一切禁止です。違反者には、10万円以下の罰金が科せられます。) 基準値以上の音量の音を発生させること(午前9時～午後9時: 70デシベル 午後9時～翌午前9時: 60デシベル) 午後9時～翌午前9時の間の拡声器及び拡声装置の使用 (違反者には、20万円以下の罰金が科せられます。) 灰皿が設置された場所、その他これに類する設備が設けられた場所など指定場所以外での喫煙 他の者に不安・恐怖・困惑・嫌悪を覚えさせる行為(入れ墨及びそれに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること、及び粗野又は乱暴な言動、威勢を示すこと)により、他の者の海岸利用を妨げること | | | | | | |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制 | ● 不法投棄 (違反者には罰則が適用されます。) | | | | | | |
| その他の禁止事項 | <table border="0"> <tbody> <tr> <td>■ 空き缶などのゴミのポイ捨て</td> <td>■ 竹木の伐採・植物の採取</td> </tr> <tr> <td>■ たき火、又は火気を使用する調理器具の使用</td> <td>■ もり、やすその他これらに類する漁具の携行</td> </tr> <tr> <td>■ その他、市長が海岸の管理上支障があると認める行為</td> <td>■ 須磨海岸を守り育てる条例の規定に違反する行為を助長させる行為</td> </tr> </tbody> </table> | ■ 空き缶などのゴミのポイ捨て | ■ 竹木の伐採・植物の採取 | ■ たき火、又は火気を使用する調理器具の使用 | ■ もり、やすその他これらに類する漁具の携行 | ■ その他、市長が海岸の管理上支障があると認める行為 | ■ 須磨海岸を守り育てる条例の規定に違反する行為を助長させる行為 |
| ■ 空き缶などのゴミのポイ捨て | ■ 竹木の伐採・植物の採取 | | | | | | |
| ■ たき火、又は火気を使用する調理器具の使用 | ■ もり、やすその他これらに類する漁具の携行 | | | | | | |
| ■ その他、市長が海岸の管理上支障があると認める行為 | ■ 須磨海岸を守り育てる条例の規定に違反する行為を助長させる行為 | | | | | | |

Smile! Suma kaigan
海岸管理者 神戸市

こころの健康センターが、7月4日にリニューアルされ、相談業務等がスタートしました。

神戸市議会で機会あるごとに「神戸市こころの健康センター」の機能充実を訴えてきましたが、やっと平成23年度予算にて、同センタをハーバーランドに移転し、施設面積を倍増させ、本市の精神保健福祉に係る技術的中核機関として専門面接相談などの機能充実が図られることになりました。

移転先 神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号 神戸ハーバーランドセンタービル9階
代表電話及びFAX番号：TEL.078-371-1900 FAX.078-371-1811

内 容 (1)相談機能の拡充:相談室2室を確保し、専門面接相談の充実が図られます。隣接する発達障害者支援センターなどと連携した相談体制が構築されます。

(2)普及啓発、技術支援機能の拡充:当事者や家族向けのセミナーのほか、相談従事者向けの技術講習、複雑困難事例に係る関係機関を交えた支援会議等が実施できるセミナー室等が新設されました。

(3)「精神保健福祉電話相談」:TEL.078-371-1855 ■相談時間 平日 9:30～11:30 13:30～16:00
※こころの健康に関する相談・助言や、専門医療機関等の情報提供など精神保健福祉に係る電話相談を実施しています。

(4)専門面接相談:（「思春期専門相談」、「アルコール・薬物関連医療相談」） ■予約制 問い合わせ・予約先 TEL.078-371-1900

- ・「思春期専門相談」:家族や、必要に応じて学校等関係機関の職員を対象に、思春期をめぐる精神保健の問題に対して、精神科医師による面接相談を実施しています。
- ・「アルコール・薬物関連医療相談」:家族を対象に、アルコールや薬物使用に伴う依存など、医療関連の問題に対して、精神科医師による面接相談を実施しています。



なでしこジャパン世界一! おめでとう!

なでしこジャパンが、「最後まで諦めない」試合で強豪チームをつぎつぎ破り世界一に輝きました。神戸からINAC神戸の選手が、7人も代表選手として出場しました。神戸市民として誇りに思います。

写真右:今年2月の神戸市サッカー協会の式典で、澤選手と大井としひろ。



2011.02

大井としひろの主な役職

(2011年7月現在)

- 神戸市会議員3期目
- 神戸市 監査委員
- 総務財政常任委員会委員
- 神戸市観光議員連盟副会長
- ヴィッセル神戸を励ます議員の会理事
- 法務省 保護司
- 民主党須磨区総支部副支部長
- 兵庫民社協会副会長
- 三菱重工神戸サッカーブルーバード部長
- 三菱重工業(株)社員
(神戸造船所総務部人事教育課主任休職中)
- 全日本海員組合政治参与
- 社団法人 海光園 理事
- 前神戸市精神障害者家族連合会会長
- 奥須磨公園にトンボを育てる会会員
- 兵庫県投輪連盟顧問
- 吟道洲峰流顧問
- 神戸西日協会会員
- 多井畑南町自治会顧問
- 前神戸中央ライオンズクラブ会長
- 所属議連・神戸市 日中・日韓・日華・リガ・観光・真珠
ボイスカウト友好議員連盟 他



大井としひろの街頭活動

朝の街頭活動を行っています。
身近な問題でもなんでも結構です。
お気軽にお声掛けください。

午前6時45分～8時30分

- 月曜日…地下鉄名谷駅
- 水曜日…地下鉄妙法寺駅
- 金曜日…JR須磨駅



神戸市政についてのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。

神戸市会議員 **大井としひろ**

《大井としひろ市政事務所》

〒654-0012
神戸市須磨区飛松町1丁目4番9号 吉川ビル1階
TEL・FAX 078-735-1103

《自宅》

〒654-0132 神戸市須磨区多井畑南町22-15
Tel & Fax : 078-743-6155

■メールアドレス ooi@kobe-001.com
■公式ホームページ http://kobe-001.com
■おーいブログ http://blog.goo.ne.jp/kobeeoi

